

渡邊 祥議員



県土地改良事業団体連合会への負担金は

問
県土地改良事業団体連合会【以下「県土連」】について尋ねる。

県や市町村等が行う農業用水路・農道・農地区画整理・下水道等の整備の支援を主に行う組織。県内各地域の127土地改良区、61市町村を会員とし、昭和33年に現在の法人となつた。事務所は名古屋市西区。

海部支会は県土連の8支会の一つ、県海部農林水産事務所の所管区域を管轄し、津島市の同事務所内に設置されている。

(1) 県土連と海部支会【以下「支会】はどんな関係か。(2) 20年度に(市が)県土連や支会へ業務を依頼したことはあるか。(3) 会員に加入しないどく県の事業採択を受けられないのか。(4) ①県土連と②支会の会議の回数と内容(5) ①県土連と②支会に納める賦課金額

(6) 土地改良は現状が厳しく、政策自体をこれから大きく変えていかなければならぬ。真摯な態度で取り組んでほしいがどうか。

(3) そのようなことはない。(4) ①総会、理事会すべて含め約80回。②約30回である。ほとんどが担当者会議、各会員の研修で、他に国の中立的立場での意見交換会等がある。

(5) ① 下水道の農業集落排水部分は一般会費1万円と、事業費割(前年度の土地改良事業費等に応じた金額)の約166万円を県土連の負担金として納めている。

(6) 土地改良事業は地域の安心、安全に欠かせない事業だとと思っている。土地改良の委託業務は、市直轄で行うには技術的負

答
会費と事業割の合計で約312万円

答
開発部長

(1) 支会は県土連の業務の一部を担当し、土地改良事業を行つてゐる。経費は県土連からの交付金、会員(市町村)からの賦課金、会員(市町村)からの賦課金、会員(市町村)からの賦課金等で事業を行つてゐる。

(2) (土地改良事業)設計委託、農地・水・環境保全向上対策【】の履行確認委託、農業集落排水事業の関連業務の設計委託等である。

(3) 地域で農地や水路等を守っている活動。国、県、市が支援している。(4) ①総会、理事会すべて含め約80回。②約30回である。ほとんどが担当者会議、各会員の研修で、他に国の中立的立場での意見交換会等がある。

農家の経費軽減は、土地改良団体が全体で考えるべき問題だと思っている。農家の経費節減に対し、市といても考えていきたい。

